

『 出産・子育て応援給付金 』のご案内

松原市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走相談支援の充実を図るとともに、出産・子育てを応援するため、妊娠届出時および出生届出後の面談実施後※に給付金を支給します。

	出産応援給付金 (妊娠届出時)	子育て応援給付金 (出生届出後)
面談・給付 の対象者	妊婦	新生児の養育者※ ※申請児の母または一緒に面談した父等
給付額	5万円	5万円
申請方法	<p>下記【問合せ先】窓口で妊娠届出時に保健師または助産師と面談を行い、申請を受付します。</p> <p>※妊娠届出の際は、振込口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）ご持参ください。</p> <p>※妊婦と異なる名義の口座へ振込を希望する場合は、印鑑もご持参ください。</p>	<p>出産後、保健師または助産師等がご自宅等を訪問し面談、申請書をお渡しします。</p> <p>※出生届出の際、出生連絡票を提出してください。記入していただいた電話番号に市から訪問の連絡をいたします。</p> <p>※里帰り出産などで訪問を受けられない方はご連絡ください。</p>
申請時期	妊娠中	生後4か月頃まで
面談内容	<p>○アンケートの記入</p> <p>○妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認</p> <p>○出産・子育て応援給付金のご案内、申請書の記入</p>	<p>○アンケートの記入</p> <p>○今後利用できるサービスのご紹介</p> <p>○子育て応援給付金のご案内、申請書の配布</p>
給付時期	申請受理後、審査のうえ、申請月の翌月末までにお振込みします。 (申請内容に不備がある場合は遅くなる場合があります)。	

【問合せ先】

給付までの流れについては裏面をご覧ください

子ども未来室 子育て支援課 ☎ 072-337-3118

『 出産・子育て応援給付金 』 の給付までの流れ

妊娠期	妊娠届出時	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠届出のため、子育て支援課（1階の9番窓口）にお越しく下さい。※ ○保健師または助産師が妊婦と面談します。 ○『出産応援給付金』の申請を受け付けます。 ※給付金の支給には妊婦との面談が必要です。妊婦以外の方が窓口にお越しになる場合は後日、妊婦との面談の機会を設けます。
	申請受理後、申請月の翌月末	<ul style="list-style-type: none"> ○審査のうえ、給付金が振込されます。
	妊娠8か月頃	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠届出時にお渡ししているアンケートに心配ごと等を記入し、返送するか、下記のURLにて、回答してください。 https://logoform.jp/form/LXNX/201380 ○アンケートで面談を希望された方には、保健師または助産師等から電話連絡します。
出 産		
出産後	出生届出時	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口課で出生届出する際に、「出生連絡票」を1階9番窓口子育て支援課に提出してください。
	出生届出から数週間後	<ul style="list-style-type: none"> ○「出生連絡票」に記入された電話番号へ、保健師または、助産師等から、家庭訪問の日程についてご連絡いたします。
	～生後4か月	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師または助産師等がご自宅等を訪問し、出産された方と面談します。※ ○『子育て応援給付金』の申請書とアンケート用紙をお渡しします。 ○必要事項を記入し、振込口座確認書類等を貼付の上、郵送してください。 ※給付金の支給には対象児の母（母がいない場合は対象児を養育する父等）との面談が必要です。
	申請受理後、申請月の翌月末	<ul style="list-style-type: none"> ○審査のうえ、給付金が振込されます。

給付金の概要については表面をご覧ください